

**上富田スポーツセンターテニスコート人工芝改修工事に係る
公募型プロポーザル方式提案業者募集要項**

1. 工事名

令和8年度 第3号
スポーツセンター等管理事業
上富田スポーツセンターテニスコート人工芝改修工事

2. 施工場所

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 3871 番地
上富田スポーツセンターテニスコート

3. 工事内容

別紙1「上富田スポーツセンターテニスコート人工芝改修工事仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

4. 工期

契約日の翌日から令和9年3月19日（金）まで

5. 参加資格条件

本業務のプロポーザル審査に参加する者に必要な資格は、以下によるものとする。

なお、資格条件の審査基準日は本手続開始を公表した日の前日とし、審査基準日以降、契約締結までに参加資格要件を欠く事態に至った場合については、失格とする。

- (1) 参加表明時において、建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定に基づく土木工事業に係る特定建設業の許可を受けている者であること。（支店、営業所等で参加する場合は、当該支店、営業所等で許可を受けていること。）
- (2) 官公庁または学校法人が発注する敷設工事について、10年以内（平成29年度以降）に元請けとして7,000㎡（テニスコート10面）程度の施工実績を有すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てまたは民事再生法（平成11年法律第255号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 次に規定する者およびこれらの者が役員等になり、またはその経営に実質的に関与している法人またはその他の団体ではないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
 - イ 同法第2条第6号に規定する暴力団員。

ウ 暴力団関係者。次の(ア)から(エ)までのいずれかに該当する者をいう。

(ア) 自己、自社もしくは第三者の不正な利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者

(イ) 暴力団もしくは暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持もしくは運営に協力し、または関与している者

(ウ) 暴力団もしくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(エ) 暴力団、暴力団員またはアからウまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

(6) 建設業法第 28 条第 3 項の規定による営業停止処分の措置期間中でないこと。

6. プロポーザル審査の参加申込み

(1) 提出書類

ア 公募型プロポーザル審査参加申込書（様式 1）

イ 建設業許可通知書または建設業許可証明書（審査基準日において有効であるものに限る。）の写し

ウ 配置予定技術者調書（様式 2）

エ 過去 10 年以内の施工実績が確認できる資料

オ 会社概要（様式自由）

カ 委任状（支店または営業所と取引をする場合）

(2) 申込場所

上富田町振興課 企画・商工観光班

(3) 申込方法

上記の提出書類を直接持参による。（郵送等は不可）

(4) 申込期限

公表日から令和 8 年 10 月 14 日（水）まで

(5) 参加の辞退

参加申込みの後に辞退する場合は、任意の書式により辞退届を提出すること。

(6) 参加者の決定

ア 提出された申込書等を基に審査を行い、プロポーザル審査に参加できる者を決定する。その結果を、令和 8 年 10 月 16 日（金）を目途に、参加申込者に書面および電子メールにより通知する。

イ 参加申込者が 6 者以上ある場合は、プロポーザル審査に参加できるものを 5 者以内を選定する場合がある。

ウ 参加申込者の審査結果は、参加申込者全員に通知するが、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

7. 質疑応答

- (1) 本プロポーザル審査に関連して質疑のある方は、質問書（様式3）にて、令和8年10月2日（金）午後5時までに上富田町振興課に提出すること。なお、提出方法は、電子メールとし、必ず受信確認を行うこと。また、その他の方法による質問は受け付けられないので留意すること。メール件名は、「上富田スポーツセンターテニスコート質問書（事業者名）」とすること。
- (2) 質問書の内容および質問に対する回答は、令和8年10月5日（月）までに電子メールにて回答する。

8. 提案書等の提出

- (1) 提出書類および部数

- ア 提案書（様式4）：10部（正本1部、他副本とする。）
- イ 見積内訳書（様式5）：1部
- ウ 建設工事下請負人契約計画書（様式6）：1部
- エ 日本テニス協会（JTA）の推薦状の写し：1部
- オ 人工芝のサンプル30cm×30cm 以内（珪砂入り）：1部
- カ 保証書（保証期間、免責事項等）：1部
- キ 提案評価基準確認書（様式7）：1部

- (2) 提出場所

上富田町振興課 企画・商工観光班

- (3) 提出方法

直接持参による。（郵送等は不可）

なお、紙ベースの他に電子データも提出すること。

【データ提出先】shinkou@town.kamitonda.lg.jp

【メール件名】上富田スポーツセンターテニスコート提案書（事業者名）

- (4) 提出期限

令和8年10月30日（金）午後5時まで

- (5) 注意事項

ア 提出期限に遅れたものは、提出がなかったものとみなし失格とする。

イ 提出書類に虚偽が認められた場合は失格とする。

9. 提案書等作成要領

- (1) 提案書（様式4）

ア 様式4を鑑とし、任意の書式で作成すること。

イ 「実施要項」、「仕様書」、「提案評価基準」等に基づき提案内容を記入すること。な

お、記載内容が曖昧や不明確な場合は、要件を満たさないと判断する場合があるので注意すること。

ウ 「提案評価基準」の記載順序を意識して提案書を構成すること。

エ 本町に有意義であると考えられる提案があれば、追加記載すること。

(2) 見積内訳書（様式 5）

ア 工事に必要な費用全てを税抜きで金額で記入し、合計した上で税込みの金額も記入すること。

イ 見積金額の明細書を作成し、記載または添付すること。

(3) 提案書等の取り扱い

提案書等の内容に関する著作権は、作成者に帰属する。ただし、本町は、採択した提案書の内容を無償で使用できるものとする。また、応募された提案書等は返却しない。

(4) 提案に係る費用の負担に関する事項

提案書の作成、提出その他の提案に係る一切の費用は、すべて提案者の負担とする。

10. プロポーザル審査の実施概要

(1) プロポーザル審査（提案プレゼンテーション）の実施

提案事業者は、審査員に対して提案内容についてプレゼンテーションをすること。

日時 令和 8 年 11 月上旬予定（日時等詳細は後日案内する）

場所 （調整中）

説明時間 30 分以内（準備および撤収時間は別途）

※提案書等説明：20 分 質疑応答：10 分

審査員 5 人予定

提案事業者 出席者は 3 人以内とする。

説明方法 提案書の概要について、パワーポイント（横向き）を用いて説明すること。

(2) 審査について

ア 受託者選定にあたる審査は、審査員が行う。

イ 審査員は、提出された提案書およびプレゼンテーションの内容について、評価および採点を行う。

(3) 評価・選定方法および審査基準

「提案評価基準確認書」（様式 7）のとおり

(4) 事業者の選定

ア (3)に基づく採点により、最も評価点が高い提案者を受託予定者として選定する（以下「選定事業者」）。

イ 評価点と同じ場合は、過去 10 年以内の人工芝張替の施工実績面積が一番多い者を選定する。

ウ 公募の結果、参加者が 1 者のみであった場合は、提出された提案書等と参加者による提案プレゼンテーション（ヒアリング）の内容を総合的に審査し、採点表を用い

て採点し最適者の選定を行う。なお、選定においては、「基準点」を満たすこととする。

エ 審査結果の通知

令和8年11月上旬（予定）に審査結果の通知文を送付する。

なお、審査結果は、参加者全員に書面で通知するが、審査結果に関する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

11. 契約方法（随意契約）

(1) 本プロポーザル審査の後、選定事業者と仕様および価格等の細目について協議することとし、本業務の目的達成のために必要な範囲で、項目・数量等を、追加・変更・削除する場合がある。また、この場合、見積上限額を超えない範囲で、契約内容および契約額等の調整を行うことがある。

(2) (1)による協議成立の後、本町と選定事業者との間で確定した契約内容で再度見積徴取を行い、見積上限額を超えない範囲で、随意契約を締結するものとする。

この場合、徴収した見積書をもって契約価格とし、契約を締結する。

(3) 契約手続きおよび契約書は、上富田町財務規則等によるものとする。

12. 使用言語および単位、時刻

当該プロポーザル審査にかかる提案業者募集、契約および業務実施に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

13. その他（プロポーザル審査の停止、中止及び取り消し）

緊急等やむを得ない理由により、本事業を実施することができない場合は、本事業を停止、中止または、取り消すことがある。この場合においてプロポーザル審査等に要した費用を本町に請求できないものとする。

14. 問合せ、提出書類提出先

上富田町振興課 企画・商工観光班

〒649-2192 和歌山県西牟婁郡上富田町朝来 763

TEL：0739-34-2370

FAX：0739-47-4005

E-Mail：shinkou@town.kamitonda.lg.jp